



2025 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社マミーマート  
代表者名 代表取締役社長 岩崎 裕文  
(コード番号 9823 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員総合企画室長 芳賀 良太  
(TEL. 048-654-2516)

## 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更をおこなうことについて、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様が当社株式へより投資しやすい環境を整えるとともに、当社株式のさらなる流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、株式会社東京証券取引所においても、個人が投資をしやすい環境をつくるため、株式の投資単位となっている 100 株当たりの金額（最低投資金額）を引き下げよう上場会社に要請しており、今回の株式分割は、この要請に応えることも目的としております。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

2025 年 9 月 30 日（火曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する株式 1 株につき 5 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | 10,796,793 株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 43,187,172 株 |
| 株式分割後の発行済株式総数   | 53,983,965 株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 94,252,500 株 |

##### (3) 株式分割の日程

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 基準日公告日 | 2025 年 9 月 12 日（金曜日） |
| 基準日    | 2025 年 9 月 30 日（火曜日） |
| 効力発生日  | 2025 年 10 月 1 日（水曜日） |

##### (4) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 10 月 1 日をもって当社定款 6 条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

#### (2) 定款変更

定款の変更内容は下記のとおりです。(下線部が変更箇所となります)

| 現行定款                                                          | 変更後                                                           |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>18,850,500 株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>94,252,500 株</u> とする。 |

#### (3) 定款変更の日程

効力発生日：2025 年 10 月 1 日（水曜日）

### 4. その他

#### (1) 配当について

今回の株式分割は、2025 年 10 月 1 日（水曜日）を効力発生日としておりますので、2025 年 9 月 30 日（火曜日）を基準日とする 2025 年 9 月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

#### (2) 株主優待について

今回の株式分割は、2025 年 10 月 1 日（水曜日）を効力発生日としておりますので、2025 年 9 月 30 日（火曜日）を基準日とする株主優待につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

なお、2026 年 3 月末基準の株主優待につきましては、2025 年 12 月中旬までに改めてご案内申し上げます。

以 上